

Ⅱ．内部監査の現状と高度化への課題

2013年12月

日本銀行金融機構局

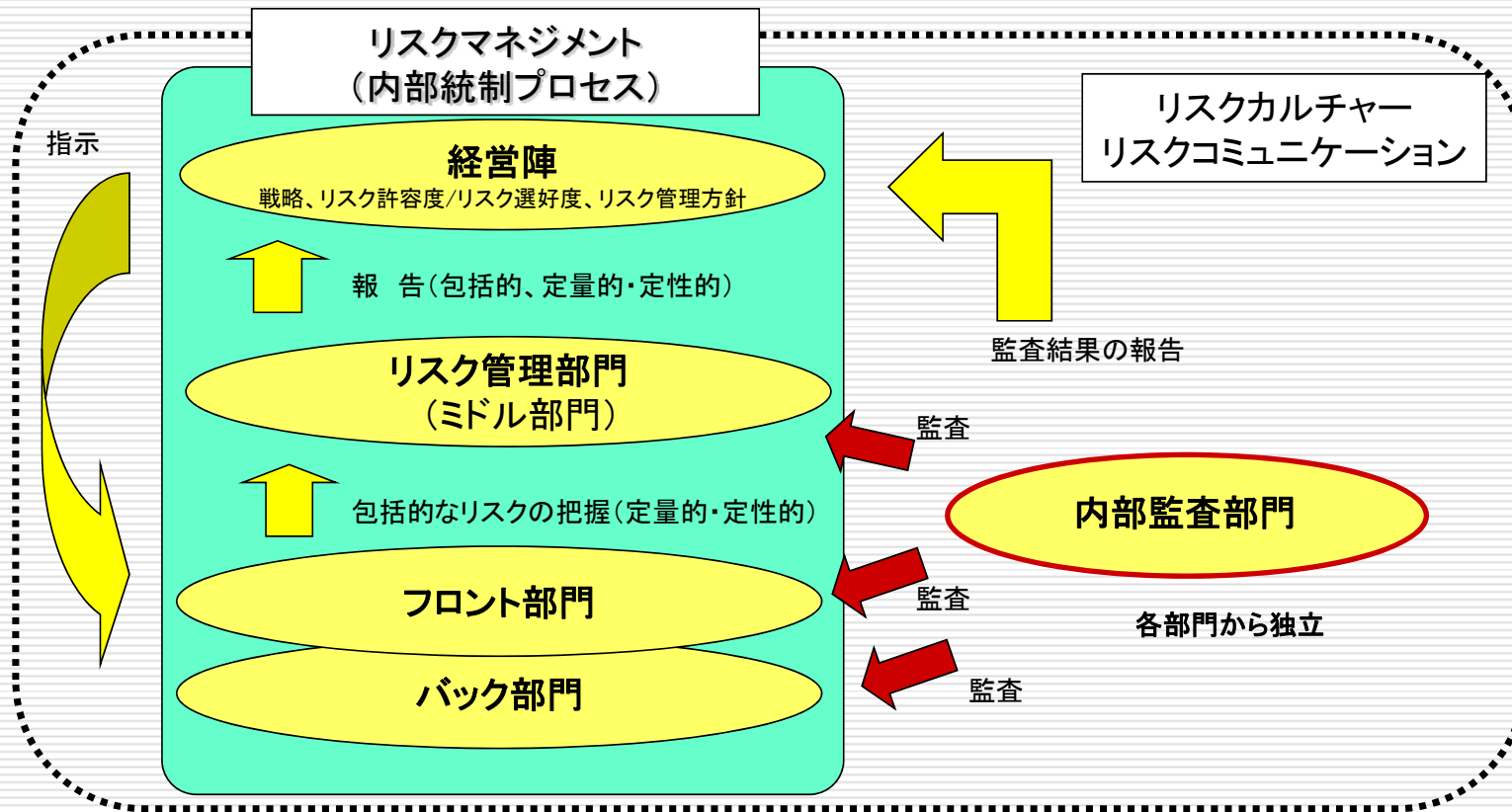
金融高度化センター

目 次

1. リスクマネジメントと内部監査
2. 内部監査の役割・機能
3. リスクベース監査の実践
4. 専門的能力の確保
5. フォローアップ体制の構築
6. 内部統制フレームワークの共有
7. 内部監査の品質評価・改善
8. 他の監査との連携

1. リスクマネジメントと内部監査

- ◆ 重要なのは、自律的な経営改善の態勢を整備すること。



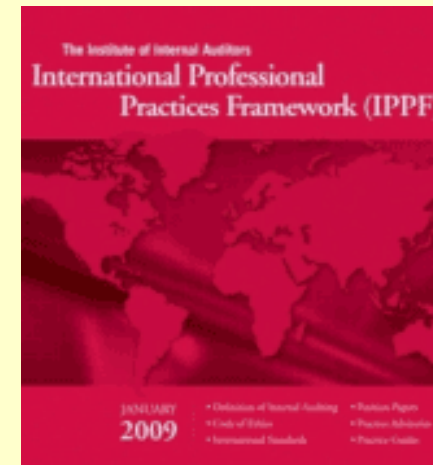
(参考)内部統制、内部監査の発展

海外	日本
1992年 COSO報告書 「内部統制の統合的枠組み」	
1998年 バーゼル銀行監督委員会 「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」	
1999年 <u>内部監査人協会 (IIA)</u> 「 <u>専門職的实施のフレームワーク</u> 」(PPF)	1999年 <u>金融検査マニュアル</u>
2001年 <u>バーゼル銀行監督委員会</u> 「 <u>銀行の内部監査および監督当局と監査人の関係</u> 」	2001年 <u>金融検査マニュアル一部改訂</u> (内部監査・外部監査に関する記載充実)
2002年 米国SOX法	
2004年 COSO/ERM報告書 「全社的リスクマネジメント」 内部監査人協会 (IIA) 「 <u>専門職的实施の国際フレームワーク</u> 」(改訂)	2005年 会社法制定 2006年 金融商品取引制定 金融検査評定制
2007年 <u>バーゼル II 適用</u> (金融危機、バーゼル II 見直し)	2007年 <u>自己資本比率規制金融庁告示</u> <u>金融検査マニュアル全面改訂</u>
2010年 <u>バーゼル銀行監督委員会</u> 「 <u>コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則</u> 」 バーゼル III 合意	2008年 <u>日本銀行金融高度化セミナー</u> 「 <u>内部監査の高度化に向けて</u> 」 2011年 <u>日本金融監査協会 設立</u>

(参考)「専門職的实施の国際フレームワーク」

(International Professional Practices Framework)

- 内部監査の定義
- 倫理綱要
 - ◆ 内部監査人が遵守すべき倫理行為規範
- 基準(内部監査の専門職的实施の国際基準)
 - ◆ あるべき内部監査の実務を反映する基本原則
 - ◆ 広範な付加価値の高い内部監査活動を実施し推進するためのフレームワーク
 - ◆ 内部監査の業績を評価するための基礎
- ポジション・ペーパー
- 実践要綱
- 実践ガイド





IIA「基準」

「内部監査の専門職的实施の国際基準」

人的基準	1000	目的、権限および責任
	1100	独立性と客観性
	1200	熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意
実施基準	1300	品質のアシュアランスと改善のプログラム
	2000	内部監査部門の管理
	2100	業務の性質
	2200	個々のアシュアランスやコンサルティングの業務の計画
	2300	個々のアシュアランスやコンサルティングの業務の実施
	2400	結果の伝達
2500	進捗状況のモニタリング	
2600	最高経営者のリスク許容に ついての問題解決	

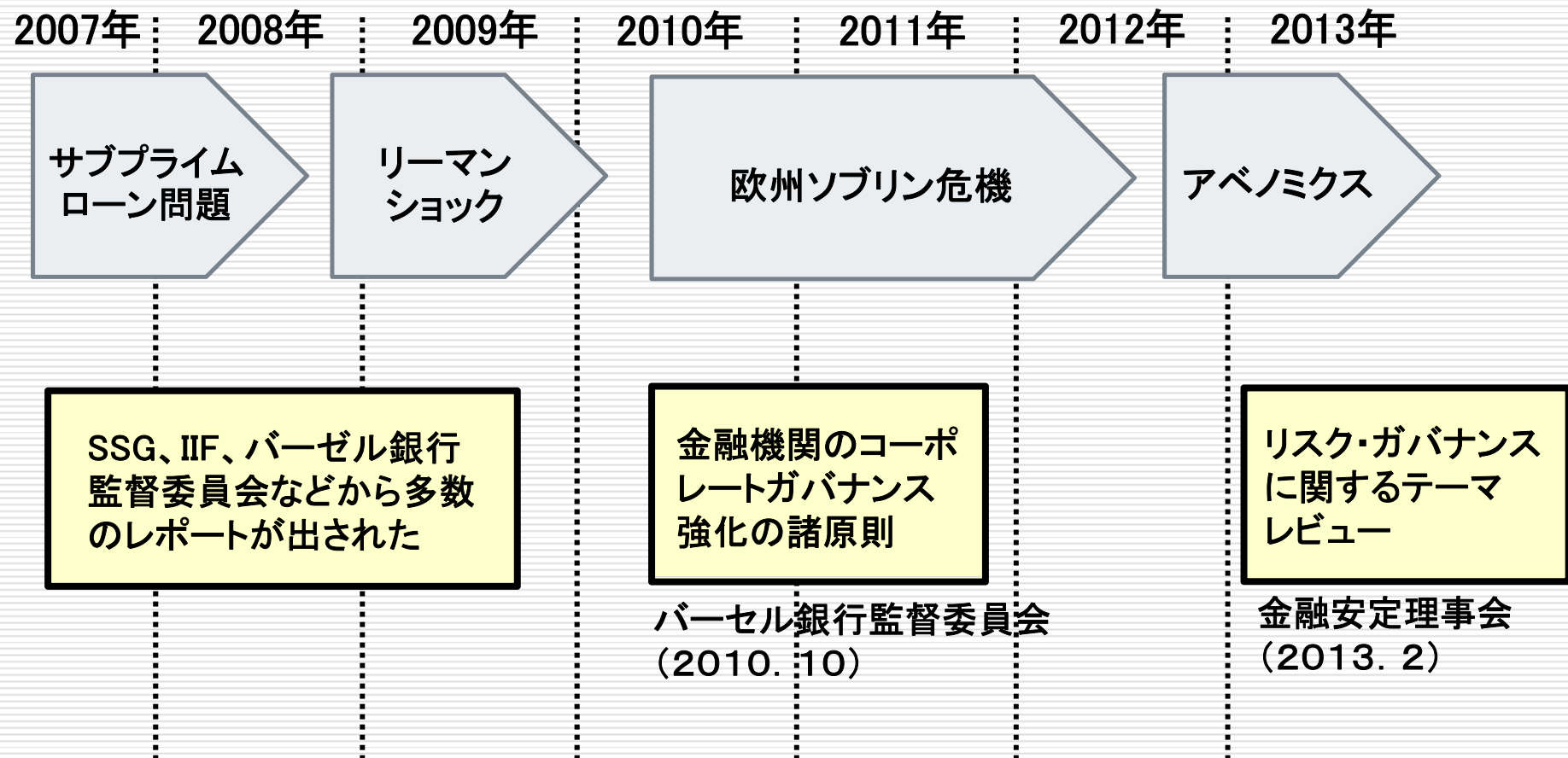


金融検査マニュアル

「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト」Ⅱ. 内部監査態勢の整備・確立状況

1. 取締役会及び取締役会等における内部管理態勢の整備・確立	
(1)方針の策定	①取締役の役割・責任
	②内部監査方針の整備・周知
(2)規定・組織体制の整備	①内部監査規程の整備
	②内部監査実施要領の整備
	③内部監査計画の整備
	④内部監査部門の態勢整備
(3)フォローアップ態勢	①取締役会による問題点の改善
2. 内部監査部門の役割・責任	
	①内部監査実施要領の策定
	②内部監査計画の策定
	③内部監査の実施
	④フォローアップ態勢
3. 評価・改善活動	
(1)分析・評価	①内部監査の有効性の分析・評価
	②分析・評価プロセスの見直し
(2)改善活動	①内部監査態勢の改善活動
	②改善活動の進捗状況
	③改善プロセスの見直し

(参考) 金融危機後の国際的な議論・提言





「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」 2010年10月、バーゼル銀行監督委員会

パラグラフ100

- 取締役会および上級管理職は、以下の方法によって内部監査機能を補強することにより、銀行のリスク管理や内部統制体制における問題を把握する能力を高めることができる。
 - ・ 内部監査人協会（IIA）が設定している基準など、国内的・国際的な基準に従うことを慫慂する。
 - ・ 監査および内部統制プロセスの重要性を認識し、その重要性を行内に周知する。
 - ・ 内部監査の指摘事項を適切なタイミングで実効的に活用し、指摘された問題点を早期に是正することを求める。
 - ・ 取締役会や上級管理職に提出されるリスク報告の質や、リスク管理機能やコンプライアンス機能の実効性について、内部監査人の判断を求める。

金融安定理事会テーマレビュー

— リスクガバナンスの態勢強化の重要性

- ◆ リーマン・ショックから5年を経過した現在も、金融危機を繰り返さないために必要なリスクガバナンス態勢の整備に向けた国際的な議論は続いている。
- ◆ 2013年2月、FSB(金融安定理事会)は、リスクガバナンスに関するテーマレビューを実施、公表した。
- ◆ FSB(金融安定理事会)は、リスクガバナンスの構成要素として以下の3つをあげて、それぞれの強化を図ることの重要性を指摘。
 - (1) 取締役会
 - (2) 全社的なリスク管理
 - (3) リスクガバナンスの独立した評価

金融検査の見直しの方向性

従来の検査

- ・ 個別の金融機関に対する定点的な観測。
⇒検査と検査の間の経済金融情勢の変化や金融機関に共通する課題に十分対応できない。
- ・ 法令や金融検査マニュアルで規定した基準(ミニмумスタンダード)を満たしているかについての検証が中心。
⇒大手金融機関は、ミニмумスタンダードの遵守だけでは、世界に伍して戦えない。
⇒形式的な問題点の指摘と、金融機関の指摘への対応の積み重ねが「コンプラ(法令等遵守)疲れ」を生む一方で、本質的な問題解決につながらない可能性。

今後の検査(金融モニタリング)

- ・ 金融機関・金融市場で何が起きているかを、リアルタイムで実態把握し、潜在的なリスクに対応。
- ・ 重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、行政対応につなげる。
- ・ 大手金融機関等については、より優れた業務運営(ベストプラクティス)に近づく観点からのモニタリングを実施。
⇒水平的レビュー

内部監査等の重視

- ・ 平成25事務年度 金融庁の金融モニタリング方針において
 - A. 内部監査の改善
 - B. 内部監査・監査役監査・外部監査の十分な連携が重点項目となっている。

内部監査等の重視

当局において、金融機関の内部監査がどの程度機能しているかを金融モニタリング上の検証項目と位置づけ、金融機関における内部監査の改善、内部監査・監査役監査・外部監査の十分な連携による監査機能のより効果的な発揮を目指す。

金融庁検査結果事例集

- 内部監査部門が、本部各部署に対して、指摘に共通する問題を改善するための提言を行っていない等の事例

【業態等】 地域銀行、中小規模

【検査結果】 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、営業店に対する監査結果を常務会へ報告するとともに、営業店において認められた問題点について、各業務の所管部署による対応が必要な場合には、該当する本部各部署に対して指摘・提言を行うこととしている。

こうした中、複数の営業店において、同様の監査指摘が行われている実態があるにもかかわらず、同部門は、本部各部署に対して、これらの指摘に共通する問題を改善するための提言を行っていない。

金融庁検査結果事例集

- 取締役会が、内部監査部門から内部監査結果の報告を受けて、協議を行っているものの、同部門に対して、監査指摘を受けた部署以外にも同様の問題がないかどうかを調査するよう、十分に指示していない事例

【業態等】 主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】 取締役会は、同部門から内部監査結果の報告を受けて、協議を行っているものの、監査指摘を受けた部署の問題として認識するにとどまり、同部門に対して、監査指摘を受けた部署以外にも同様の問題がないかどうかを調査し、また、再発防止のための対応をリスク管理の統括部署と協議するよう十分に指示していない。

《評価事例》金融庁検査結果事例集

- 内部監査部門が、重大な指摘事項については、営業店の役席者や担当者へのヒアリングを徹底し、役席者や担当者のそれぞれの立場における真の発生原因の把握に努めている事例

【業態等】 地域銀行、大中規模

【検査結果】 内部監査部門は、営業店監査における指摘事項に係る発生原因の分析が不十分であったとして、重大な指摘事項については、営業店の役席者や担当者へのヒアリングを徹底し、役席者や担当者のそれぞれの立場における真の発生原因の把握に努め、その結果に基づきデータの作成及び分析を行った上で、営業店に対して効果的な改善指導を行う取組を実施している。

2. 内部監査の役割・機能

◆ 堅固な組織防衛ラインを形成する

フロント、ミドル・バックによるリスク管理プロセスを検証する。このことを通じて、「組織防衛のサード・ライン」として牽制機能を発揮する。

(注)ファーストラインはフロント部署の管理者、セカンドラインはミドル・バック部署。

◆ PDCAサイクルを検証・推進する

監査結果をフォローアップし、リスク管理プロセスの見直し、改善への取り組みを促す。このことを通じて組織全体の「PDCAサイクル」を検証・推進する機能を果たす。

(参考)内部監査の定義(金融検査マニュアル)



- 「内部監査」とは、内部監査を受ける各業務部門の本部部門及び営業店等(以下、被監査部門等という。)から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証するプロセスである。
- このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。

(参考) 内部監査の定義 (IIA、1999/6月)



- 内部監査は、組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。
- 内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。
- このためにリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査の専門職として規律ある姿勢で体系的な手法をもって行う。

Internal auditing is an independent, objective assurance and consulting activity designed to add value and improve an organization's operations. It helps an organization accomplish its objectives by bringing a systematic, disciplined approach to evaluate and improve the effectiveness of risk management, control, and governance processes.

(参考)保証機能と提言機能

- 保証機能(アシュアランス)

- 組織体の運営に関し、リスクの評価と内部統制の有効性を検証する。

- 提言機能(コンサルティング)

- 組織体の運営に関し、改善を図ることを目的に、コンサルティング、助言、ファシリテーション^(注)等を行う。
- 多くの場合、提言機能は保証機能の延長線上にある。

(注)関係者を集め、問題点の共有、対応策の協議、実行の合意を図ること。

◆ 金融機関経営を取り巻くリスクが多様化・複雑化するの
と同時に、リスク管理手法も高度化している。

◆ 内部監査が「組織防衛のサード・ライン」として、適切な
牽制機能を発揮するためには、

- ・経営陣の視点にもとづく「リスクベース監査」の実践 と
- ・高度化するリスク管理手法に対応した「専門的能力」の
確保

が重要なポイントとなる。

-
- ◆ 内部監査での指摘事項を着実に改善することを通じて、組織体に付加価値が生まれる。

 - ◆ 内部監査が組織全体の「PDCAサイクル」を検証し、推進する力を生み出すためには、
 - ・フォローアップへの経営陣の関与
 - ・リスク管理部署との連携が重要なポイントとなる。

3. リスクベース監査の実践

- ◆ 組織内で、重要なリスクの認識が共有されないと・・・
 - 本部各部から詳細な自己点検項目が示され、フロント・ミドル部署でのチェック負担が増大する。
 - 内部監査においても、膨大なリストの表面的なチェックに追われる。
 - マンパワー不足に陥り、自己点検、内部監査とも形骸化しがちとなる。
- ◆ その結果として、未対処の重要なリスクが看過されたり、リスク管理プロセスの不備が改善されずに残る。

… ある日、多額の損失発生、経営上の問題として
顕現化する可能性。

(例)

- ・ 長期に亘る多額の内部不正事件
- ・ 大量の顧客情報の漏洩
- ・ システム移行の失敗
- ・ 多額の損失隠しと不正資産運用
- ・ 財務会計処理に係る内部統制の不備
- ・ VaRの算定ミス など

リスクベース監査の実践ポイント

- ◆ 経営陣と内部監査部門は、同じ視点でリスクを捉えることが重要。
 - 経営陣と内部監査部門長のリスク認識の共有
 - 内部監査方針・計画策定に際しての経営陣の関与
- ◆ 経営陣と内部監査部門が、定期的に協議の場を持つ金融機関が増加。
 - 経営にとって重要なリスクとは何か

協議：
経営にとって重要なリスクは何か

経営陣

内部監査部門

監査対象の
決定・見直し

① リスク評価

② 年度監査計画

③ 個別監査計画

④ 監査通知

⑤ 予備調査

⑥ 監査プログラムの作成

⑦ 実地監査

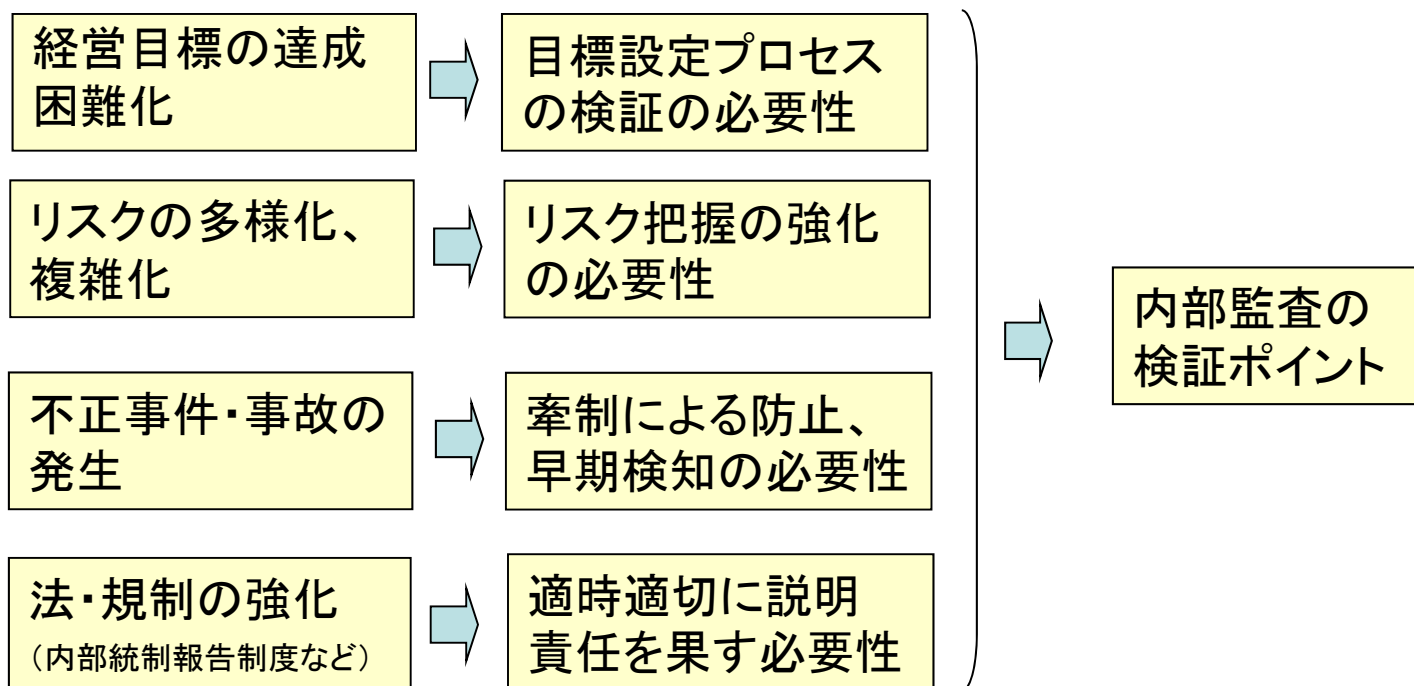
⑧ 監査報告書

⑨ フォローアップ

⑩ 品質評価 と 継続的改善

チェックポイント

- ◆ 経営陣のニーズを踏まえて、内部監査計画、検証ポイントを定めているか



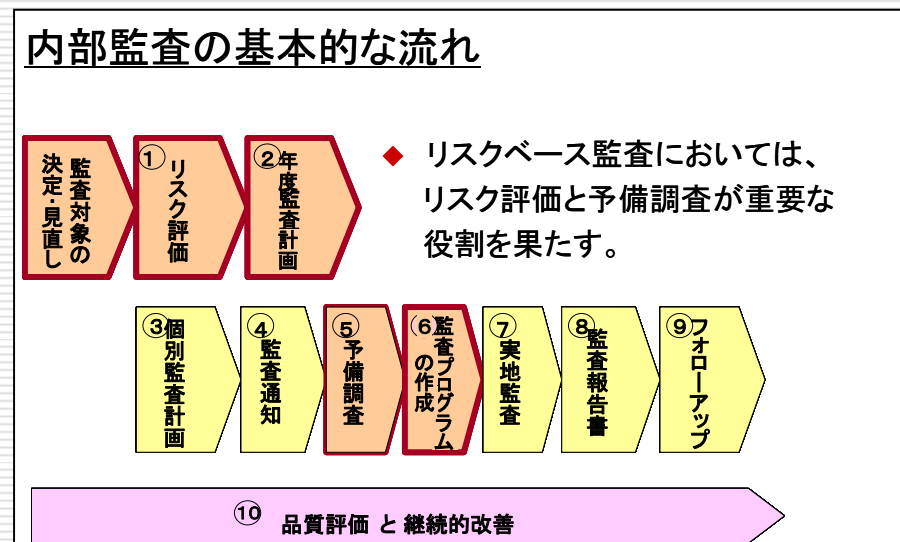
重要なリスクへの監査資源の集中

(監査計画の策定)

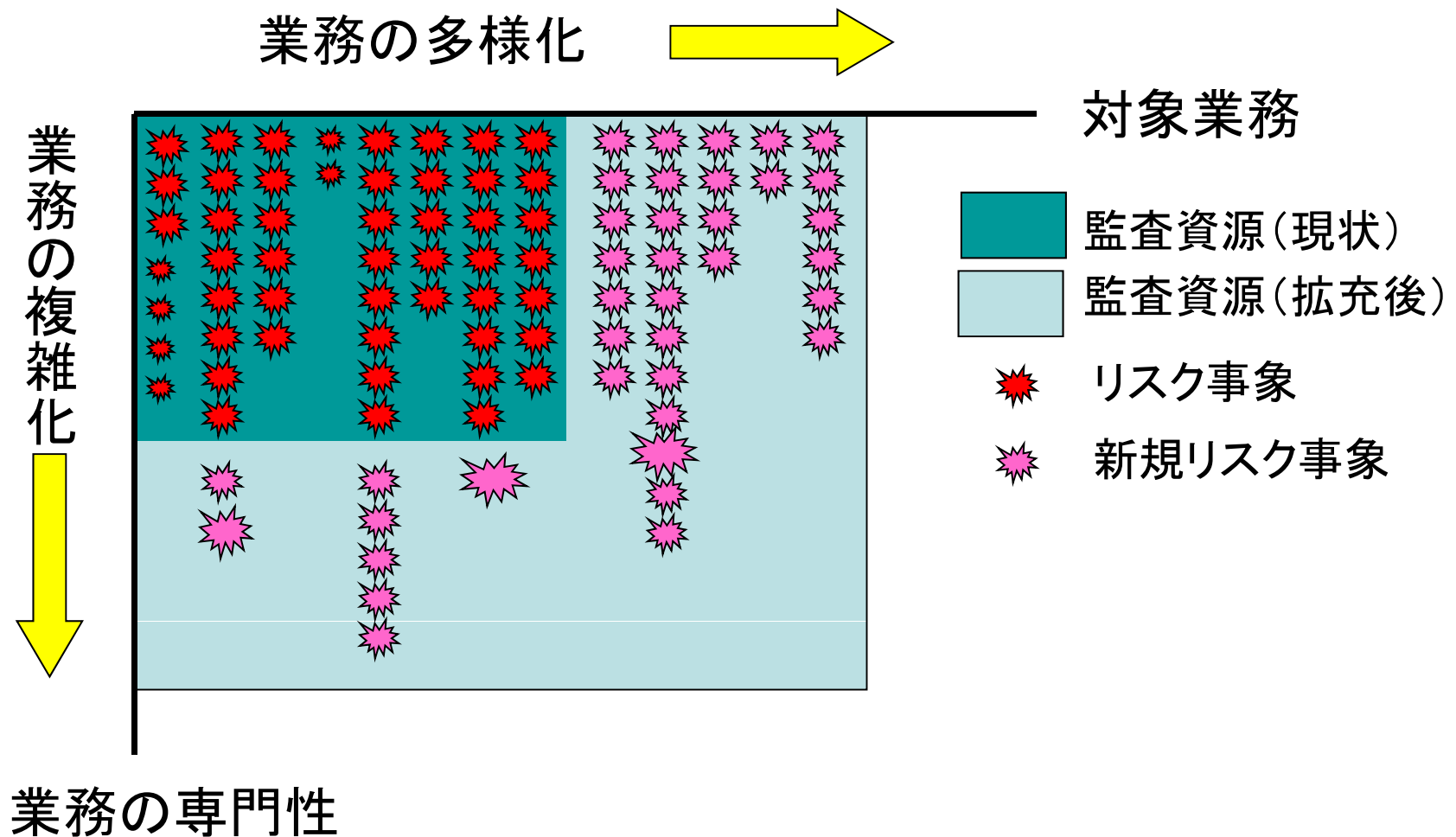
- ◆ リスク評価に基づいて、内部監査部門全体のマンパワー（投入人員、日数）を、どの監査対象に重点配分するかを決定する。

(監査プログラムの作成)

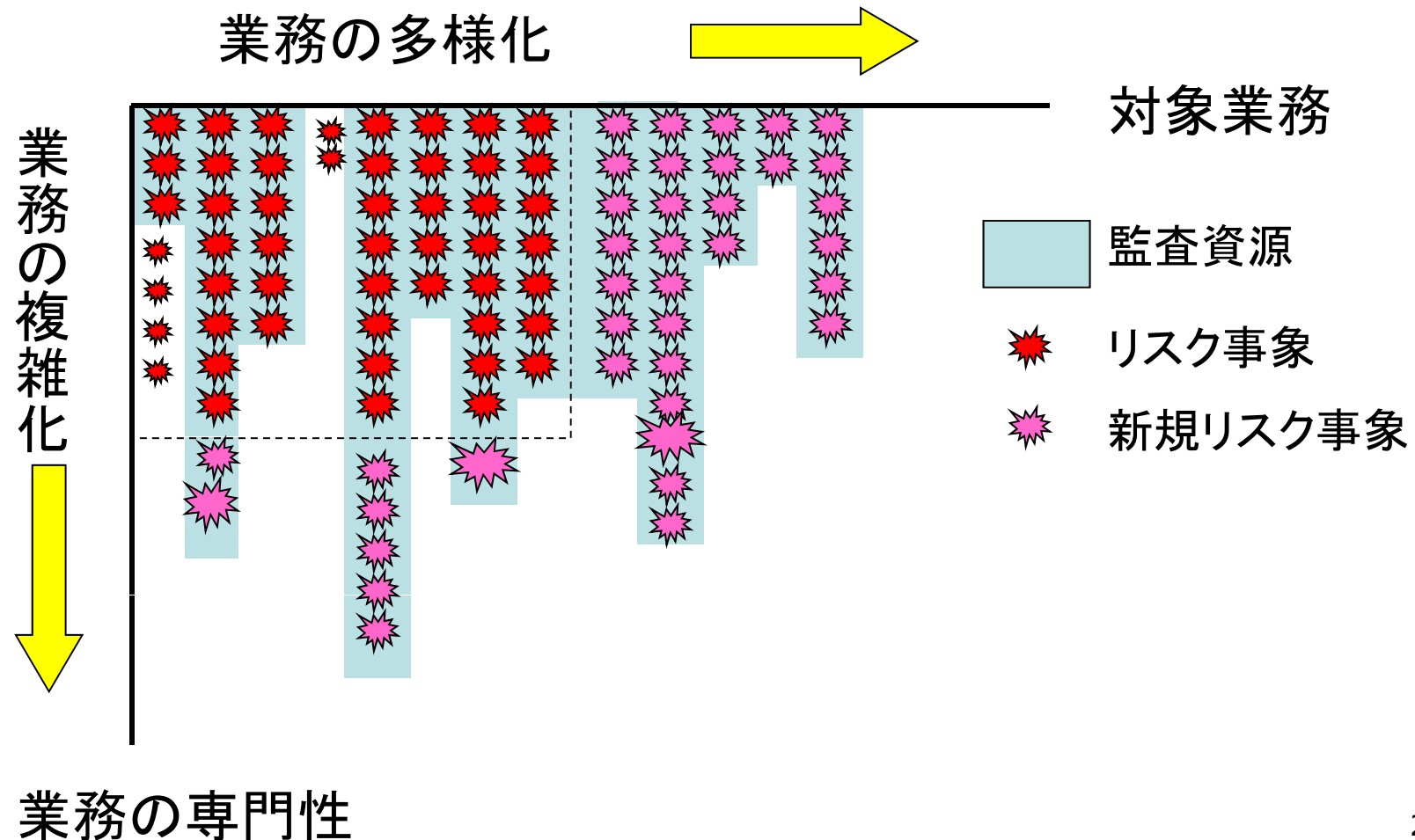
- ◆ 予備調査に基づいて、監査チームのマンパワー（投入人員、日数）をどの監査項目に重点配分するかを決定する。



- ◆ 業務の多様化、複雑化に悉皆的に対応しようとする、監査資源の投入を大幅に増やさなければならない。



- ◆ 監査資源には限界があるため、リスクベースで投入・配分するのが有効かつ効率的。



リスクベース監査の実践事例(①拠点別)

- ◆ 本部・営業店とも、拠点別にリスク評価を実施し、内部監査の計画を策定。
- ◆ 本部各部のうち、リスクが大きいと認められた部署の内部監査を、原則、年1回の頻度で実施。
- ◆ 営業店の内部監査(フル監査)は、原則、3年に1回の頻度で実施。
 - 上記とは別に、監査項目を絞った「抜き打ち監査」を全営業店につき、年1回実施する。
- ◆ 監査項目についても、リスクベースで絞り込みを行う。

リスクベース監査の実践事例(②リスクカテゴリー別)

- ◆ 本部はリスクカテゴリー別に、また、営業店は拠点別に、それぞれリスク評価を実施し、内部監査計画を策定する。
- ◆ 本部の内部監査は、リスクカテゴリー別に、組織横断的に実施する。このとき、リスクが大きいと認められた監査項目の実施頻度を高める。
- ◆ リスクカテゴリー別に分類できない監査項目は拠点別に監査を行う。
- ◆ 本部監査と営業店監査の連携を図り、各リスクカテゴリーの管理体制を評価する際、営業店の監査結果を監査証拠として活用することを検討する。

リスクベース監査の実践事例(③テーマ別)

- ◆ 本部はテーマ別に、また、営業店は拠点別に、それぞれリスク評価を実施し、内部監査計画を策定する。
- ◆ 監査テーマは、経営陣の意向を踏まえて決定する。年度初及び期中に見直しを実施し、リスクが大きいと認められた監査テーマの優先度を高める。
- ◆ テーマ別の内部監査は、取り扱う業務が短期間で変化する業態には極めて有効。
- ◆ テーマ別の内部監査で検証を実施した業務・拠点をマトリックスにして管理する「星取り表」を作成して、一定期間内に監査を完了していることを確認する。

「星取り表」(イメージ)

	業務1	業務2	...	拠点1	拠点2	...
テーマ1 (200X/X月)	○				○	
テーマ2 (200X/Y月)	○	○		○		
テーマ3 (200X/Z月)		○		○		

リスクにフォーカスしていない内部監査の事例

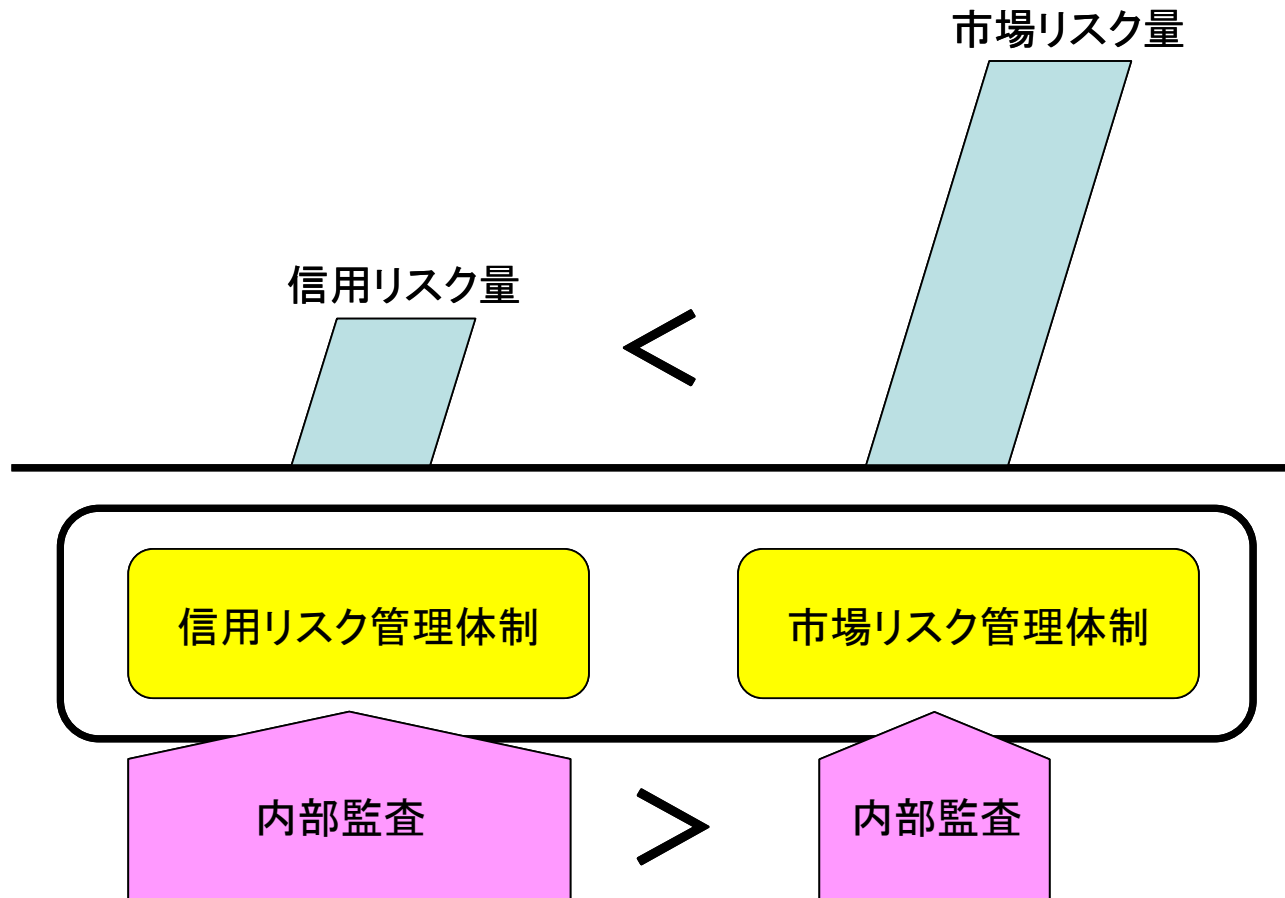
(例1)リスク評価にもとづく監査計画を策定していない事例

- 業績表彰に反映するため、年1回、全営業店の内部監査を実施。
- 本部監査の実施頻度は不定期。

(例2)リスクの重要度と監査資源の配分がミスマッチな事例。

- 信用リスク量 < 市場リスク量
- 信用リスク管理に関しては、半期に1度、ラインシート全件をみて、債務者区分の適切性を徹底的にチェック。
- 市場リスク管理に関しては、年1回、市場取引の稟議書の決裁権限者の検印を形式的にサンプルチェック。

リスクの重要度と監査資源の配分がミスマッチな事例





- ◆ リスクベース監査の実践の中で、経営陣と内部監査部門の協議を通じて、ミスマッチは是正されていく。

オフサイト・モニタリング

◆ オフサイト・モニタリングは、リスク評価の「基礎」をなす。

- 前回監査の重要指摘への対応状況
 - 自店検査・自己点検の結果
 - CSAの実施結果
 - 事件・事故、事務ミスの発生状況
 - 苦情・顧客トラブルの発生状況
 - 異例取引の発生状況
 - 事務量の変化
 - 人員配置、異動、採用・退職状況
 - 各種会議へのオブザーバー出席
- 各種報告を求めて
フォローアップする
- 重要指標の推移を
みる
- 経営情報の入手に
努める

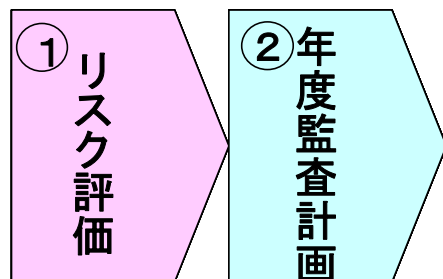
継続的なリスク評価の実施

- ◆ 環境変化への対応
 - 監査と監査の間を「補完」する
- ◆ オフサイト・モニタリング体制の強化
 - RM担当の配置
- ◆ 継続的リスク評価の実施
 - 従来、年度初に実施していたリスク評価を半期毎、四半期毎、あるいは、月次で実施。

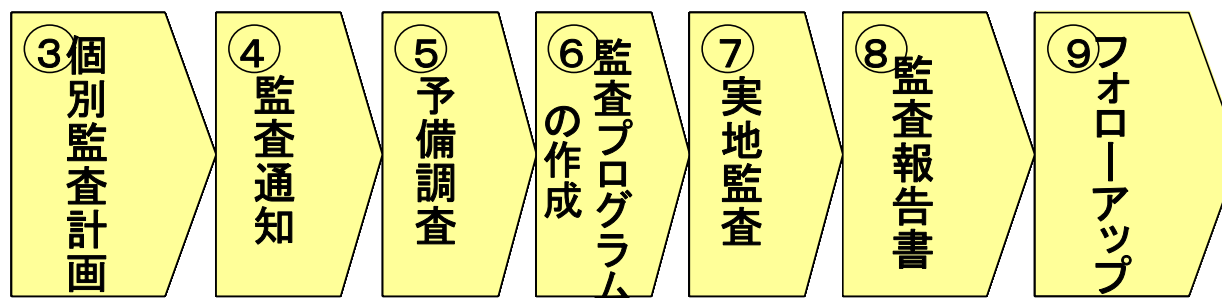
環境変化に対応した内部監査の実施

- ◆ オフサイトモニタリングが強化されていくなかで、継続的なリスク評価を実施し、監査スケジュールの期中組み替えや機動的な「テーマ監査」の実施に取り組む先が増加。
- ◆ 拠点別監査、リスクカテゴリー別監査で網羅性を確保したうえで、補完的に「テーマ監査」を行うことで、監査の有効性を高めることが可能。

リスクベース監査の実施事例



- ・期初にリスク評価を行って、リスクベースでリスクカテゴリー別、拠点別に監査をスケジュールリング



- ・オフサイトモニタリング/継続的なリスク評価を踏まえ、監査スケジュールを、適宜、変更。
- ・テーマを選定し、機動的に「テーマ監査」を追加実施

オフサイトモニタリング/継続的なリスク評価

(例) 環境変化に対応した内部監査の実施

	リスクカテゴリー別監査	拠点別監査	テーマ監査
本部	○ 全リスクカテゴリーを定期的に監査	○ 全拠点を定期的に監査(リスクカテゴリーに属さない監査項目)	△ 継続的なリスク評価にもとづき機動的に実施
営業店	△ 本部監査と連携して、一部拠点をサンプル監査	○ 全拠点を定期的に監査	△ テーマにより一部拠点を監査

○： 周期的に実施、監査の網羅性を確保する。

△： 補完的に実施、監査の有効性を高める。

(例) 環境変化に対応した内部監査の実施

	拠点別監査	リスクカテゴリ別監査/ テーマ監査
本部	○ 全拠点を定期的に監査	△ リスクカテゴリ一別にテーマ選定。 継続的なリスク評価にもとづいて 機動的にテーマ監査も実施
営業店	○ 全拠点を定期的に監査	△ テーマにより、一部拠点を監査

○： 周期的に実施、監査の網羅性を確保する。

△： 補完的に実施、監査の有効性を高める。

4. 専門的能力の確保

- ◆ 専門的知識や監査スキルが不足しており、本部監査を行ううえでネックとなっている、との声も聞かれる。

(内部監査人に求められる専門的知識)

- 監査基準、監査手続、監査技術
- 内部統制のフレームワーク
- 会計、財務、税務
- 法律、制度、バーゼル規制
- システム、ビジネスモデル
- 金融工学、リスク計測手法等

(参考)リスク計測手法に関する監査実施のポイント

- リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- リスク計測手法と、戦略目標、業務規模・特性およびリスク・プロファイルとの整合性
- リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- 継続的な検証(バック・テスト等)のプロセス及び結果の適正性
- リスク計測手法の特性(限界と弱点)を考慮した運営の適切性

(注)金融検査マニュアル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストより抜粋

-
- ◆ 内部監査部門全体として、専門的能力が不足する場合、以下のような対応をとる先が増えている。
 - 専門知識・スキルのある人材の手当て
 - ー リスク管理部署からのコンバート
 - ー 社内公募、中途採用、社内トレーニーの受け入れ
 - CSA(コントロール・セルフアセスメント)の活用
 - ー 市場業務などで、CSA評価結果にもとづき、監査プログラムを策定
 - 外部専門家との共同監査(コ・オーディット)
 - ー モデル監査、システム監査などで共同監査を実施し、専門知識・スキルを吸収

(参考)CSA(コントロール・セルフアセスメント)の活用

- ◆ 監査対象部署に対して、内部監査部門が下表のようなリスク・コントロールマトリックスの作成を依頼。
- ◆ 担当部署による自己評価の結果を、監査プログラムの作成に活用する。

項目	リスク内容	固有リスク			管理プロセス	残余リスク		
		影響度	発生頻度	評価	有効性の評価	影響度	発生頻度	評価
	市場取引のオペミス	大	大	大	概ね有効	大	中	中
	市場運用の損失隠し	大	低	中	有効	大	低	小

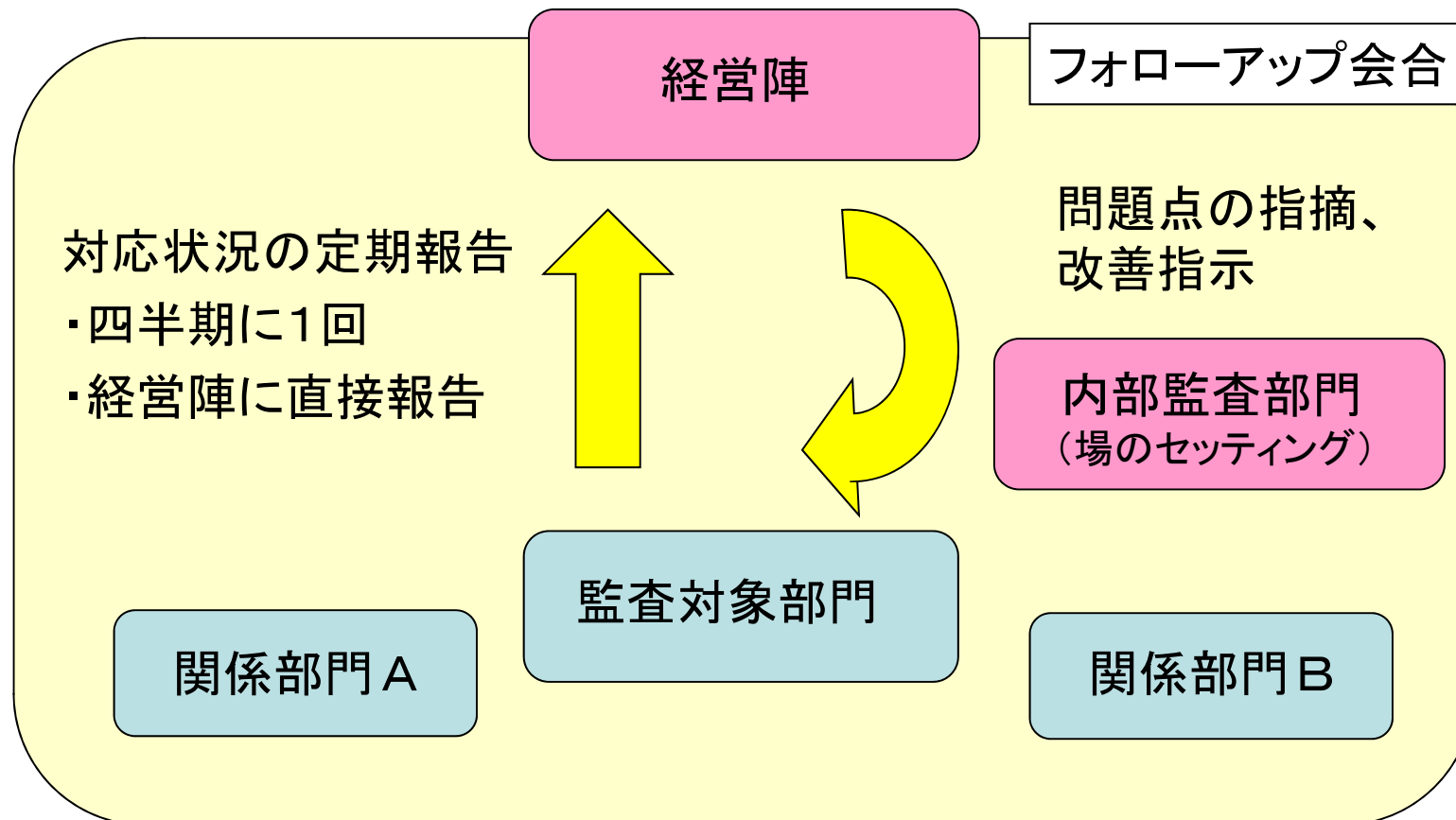
5. フォローアップ体制の構築

- ◆ 組織全体でPDCAサイクルを回すためには、内部監査の指摘事項と改善状況に関するフォローアップに対する経営陣の関与は不可欠。
- ◆ リスク管理部門と内部監査部門が役割分担しながら、連携する体制を整備することも検討の要。

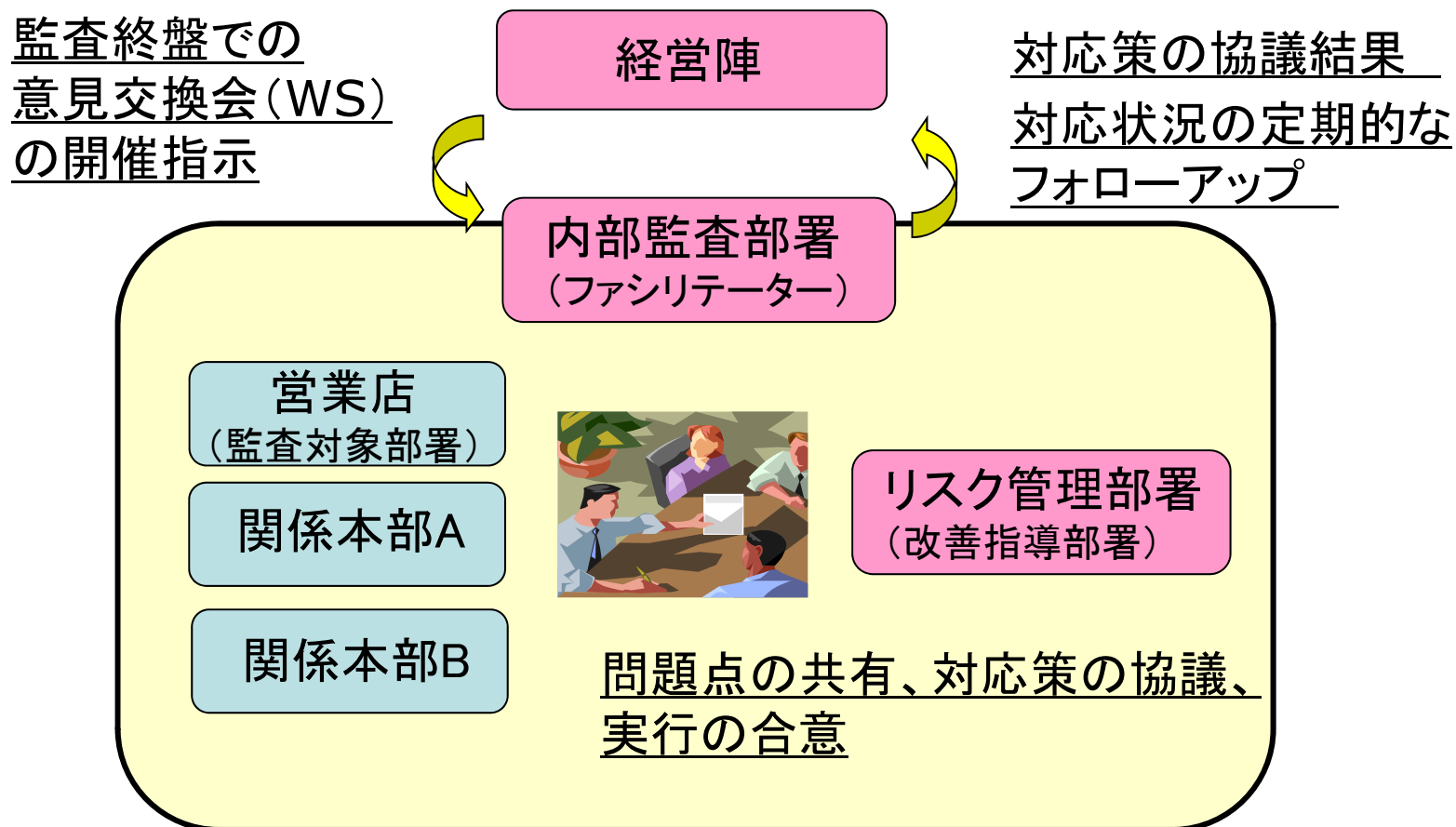
内部監査部門 …… 客観的な立場からの不備指摘

リスク管理部門 …… 改善に向けた詳細な助言・指導

フォローアップ会合： 経営陣の関与

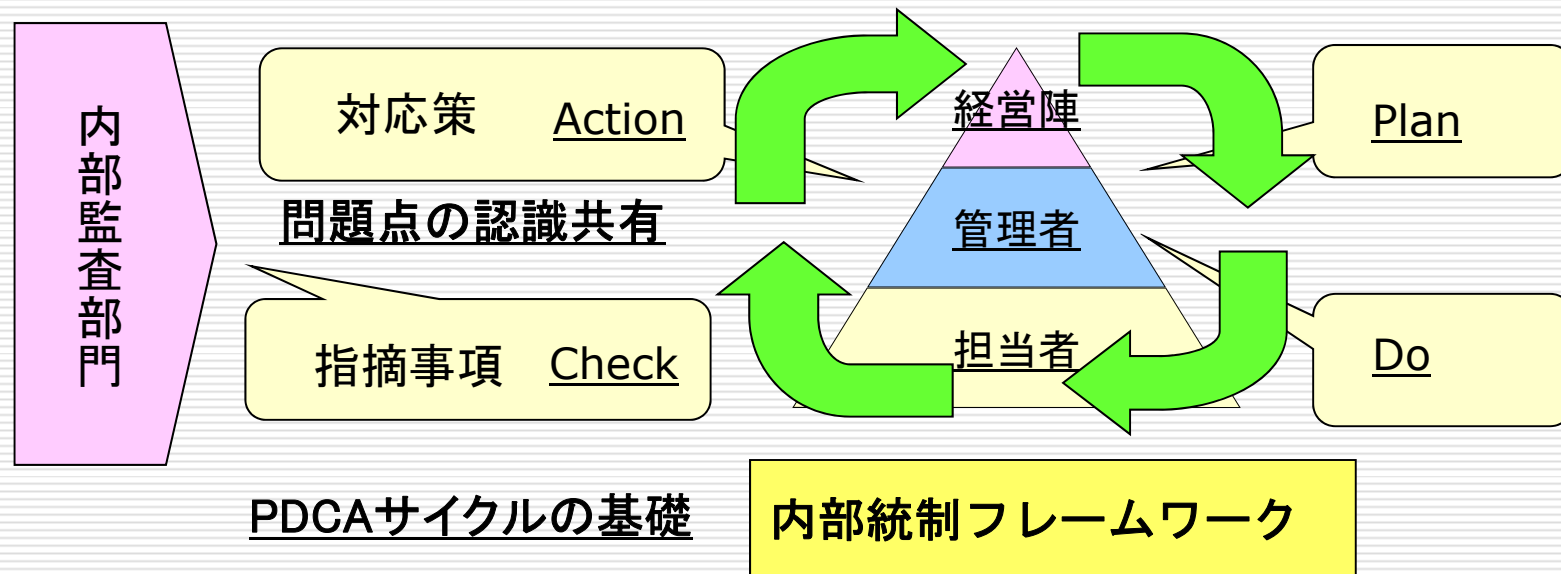


イグジット・ミーティング：関係部署との連携



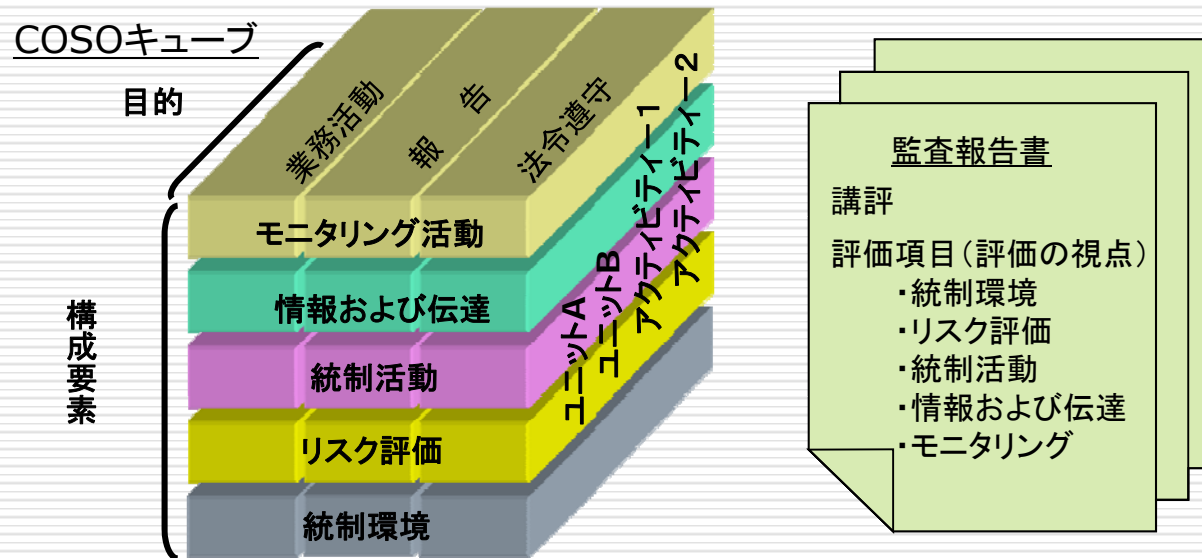
6. 内部統制フレームワークの共有

- ◆ 内部統制フレームワークを組織内で共有することにより、内部監査の指摘事項について関係者の理解が深まり、組織全体で改善に向けた前向きな取り組みが促される。



内部統制フレームワークの共有事例①

- ◆ 業務が多様化する中で、経営陣(とくに監査委員会や社外取締役等の外部者)が、監査報告書を内部統制の構成要素にしたがって記載するように要請するケースが増加。



内部統制フレームワークの共有事例②

- ◆ 日頃、職員が参照する機会の多い「**規程・マニュアル類**」と「**プロセス・チャート図**」、「**リスク・コントロールマトリックス**」を電子化。
- ◆ この「**3点セット**」を、常時、行内ネットワークで閲覧可能な体制を整備して、各業務に従事する役席・担当者の**リスク認識や内部統制に関する意識の向上を促す**金融機関もみられる。



7. 内部監査の品質評価・改善

- ◆ 内部監査の品質評価を通じて、内部監査の改善（レベルアップ）を促すことも、経営陣が果たすべき重要な役割。
- ◆ 内部監査の品質評価では、IIA基準や金融検査マニュアルへの準拠状況をチェックするが、その目的は、そのことを通じて、内部監査部門のレベルアップを図ることにある。

内部評価と外部評価

(内部評価)

- ライン責任者による監査報告書・調書のチェック
- ライン外のレビュアーによる監査報告書・調書の定期的評価
- 監査対象部門によるアンケート調査の実施

(外部評価)

- 外部専門家による定期的評価
- 外部専門家による自己評価の定期的検証

※ IIA基準では、少なくとも5年に1回の外部評価も実施を求めている。

8. 他の監査との連携

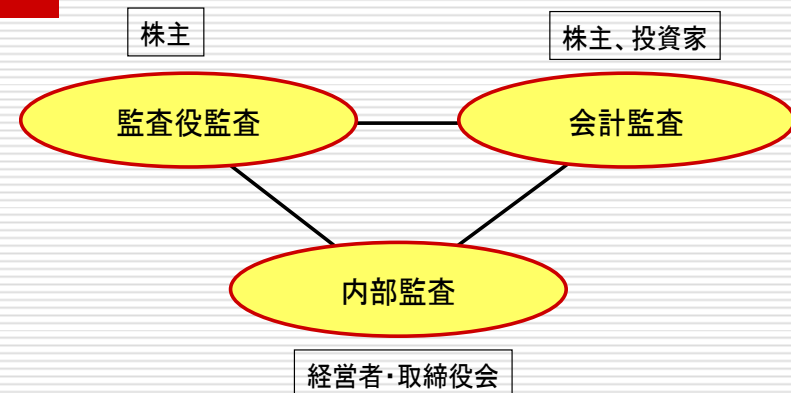
- ◆ 監査役監査、会計監査と連携して、監査全体の有効性、効率性を高める。

(監査役監査と内部監査)

- ・ 内部監査の結果を監査役(監査委員会)に報告する。
- ・ 経営者・取締役に係る問題があれば、監査役監査で検証する。

(会計監査人監査と内部監査)

- ・ 会計監査の結果、内部監査の結果を共有する。
- ・ 監査の目的、視点は異なるが、無用な重複を回避し、効率的かつ有効な監査を行う。

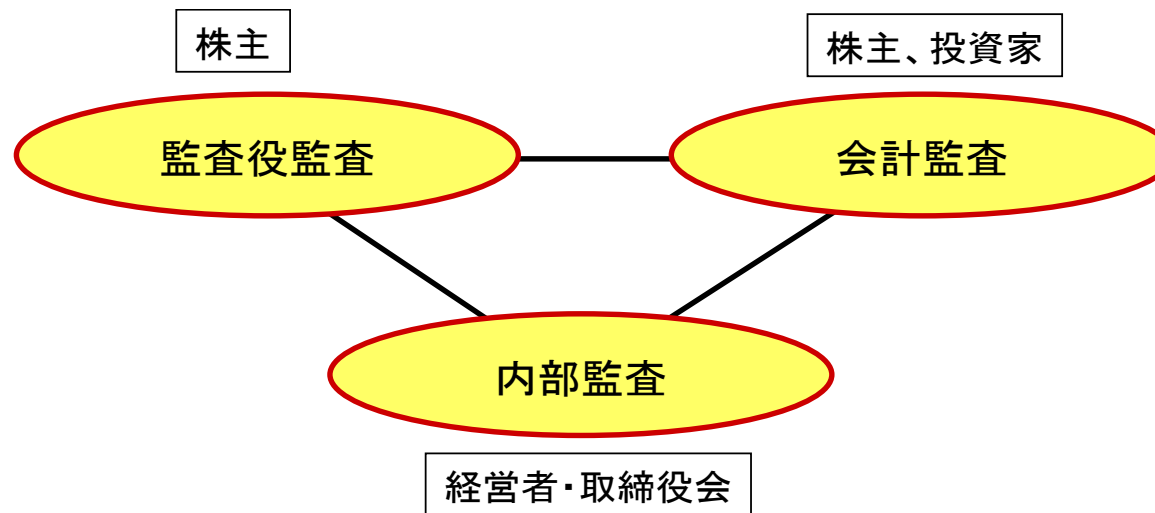


➤ 監査役監査

- ・ 法定監査(会社法)
- ・ 主に株主のために行う監査
 - 経営者・取締役の職務執行に違法性はないか
 - 計算書類、事業報告や会計監査報告は適正か

➤ 会計監査

- ・ 法定監査(会社法、金融商品取引法)
- ・ 主に株主、投資家のために行う監査
 - 計算書類、財務諸表が適正に作成されているか
 - 財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価結果は適正か



➤ 内部監査

- ・ 任意監査(法律による定めなし)
- ・ 経営者・取締役会のために行う監査
 - 経営目的の達成を阻害するリスクがどこにあるか
 - 有効なコントロール活動が組織的に行われているか

金融庁検査結果事例集

- 常勤監事が、コンプライアンス委員会において常勤理事等の法的責任を問う内容の内部通報に係る調査が限定的なものとなっていることについて、常勤理事に対して意見表明等を行っていない等の事例

【業態等】 信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】 常勤監事は、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ、理事に対して意見表明等を行うこととしている。しかしながら、常勤監事は、同委員会において、常勤理事等の法的責任を問う内容の内部通報に係る調査が限定的なものとなっていることについて、常勤理事に対して意見表明等を行っていないほか、当該案件が経営に重大な影響を与えるおそれがあるにもかかわらず、監事会に報告していない。

金融庁検査結果事例集

- 常勤監査役が、常務会において、不祥事件等への対応を所管する経営企画部門の担当役員が、監査役意見への回答に沿った対応を行っていないにもかかわらず、意見を述べていない事例

【業態等】 地域銀行、中小規模

【検査結果】 監査役は、主要会議への出席を通じて、取締役や執行役員
の業務執行状況を監査することとしている。

こうした中、常勤監査役は、不祥事件対策委員会において、融資案件に係る不祥事件について、経営企画部門による調査の十分性等を問う意見を述べ、同部門の担当役員から、過去の融資案件についても検証を行う旨の回答を得ている。しかしながら、常勤監査役は、常務会において、同部門の担当役員が、過去の融資案件についての検証に着手しないまま、不祥事件の処理方針を付議するなど、監査役意見への回答に沿った対応を行っていないにもかかわらず、意見を述べていない。

金融庁検査結果事例集

- 監事会が、当局検査で指摘されているリスク管理態勢上の問題点に対する改善策の実効性や、経営上の重要課題に対する理事会等の取組状況、理事の業務執行状況などに対する監査、提言を行っていない等の事例

【業態等】 信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】 監事会は、監査計画に、リスク管理態勢の実効性の検証を掲げていないことなどから、当局検査で指摘されているリスク管理態勢上の問題点に対する改善策の実効性や経営上の重要課題に対する理事会等の取組状況、理事の業務執行状況などに対する監査、提言を行っていない。

また、常勤監事は、リスク統括部門からの報告により貸出金利息の誤徴収事案への理事長等の対応を把握しているほか、懲戒委員会に出席し、当該事案に係る審議内容を承知しているにもかかわらず、理事会において意見を述べていないなど、その機能を十分に発揮していない。

金融庁検査結果事例集

- 企画部門が、定例監査役会の資料を開催日当日に配布しており、監査役による十分な検証時間を確保していない等の事例

【業態等】 主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】 監査役は、定例監査役会に出席し、取締役の職務執行を監査すること等を目的とした「監査計画」を審議、決定することとされている。

こうした中、事務局である企画部門は、定例監査役会の資料(会計資料や業務報告書等)を開催日当日に配布しており、監査役による十分な検証時間を確保しておらず、監査役は、定例監査役会においてほとんど発言をしていないなど、監査機能が発揮されない状況となっている実態が認められる。

金融庁検査結果事例集

- 取締役会が、社外監査役が付議事項について意見を述べるための準備期間に配慮した運営を行っていない事例

【業態等】 地域銀行、大中規模

【検査結果】 監査役は、「取締役会規程」において、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べなくてはならないとされている。

しかしながら、取締役会は、社外監査役に対して、取締役会の付議事項に係る資料等を、あらかじめ配布することとしておらず、社外監査役が付議事項について意見を述べるための準備期間に配慮した運営を行っていない。

金融庁検査結果事例集

- 監査役会が、監査役監査の具体的な監査項目に、内部監査部門による監査機能の発揮状況を含めていない事例

【業態等】 地域銀行、大中規模

【検査結果】 監査役会は、「監査方針」を策定し、監査役監査における重点監査項目として「グループ内会社における業務の適正を確保するための体制の構築・運用の状況」を掲げている。

しかしながら、監査役会は、監査役監査の具体的な監査項目に、内部監査部門による監査機能の発揮状況を含めていない。

最後に： リスクベース監査の実践は時代の要請

- ◆ 金融危機後、国際的な議論のなかで、内部監査はガバナンスの重要な要素として位置付けられている。
- ◆ 内部監査部門を通じて、経営の状況を把握するとともに、経営の自律的な改善を促す機能を果たすことが求められている。
- ◆ 内部監査人の育成を含めて、リスクベース監査の態勢整備を図ることが急務となっている。
- ◆ 内部監査部門への人材投入は長い目で見て無駄にならない。内部監査部門は、将来、経営を担う人材を育成する場としても活用できる。

- 本資料に関する照会先

日本銀行金融機構局金融高度化センター

企画役 碓井茂樹 CIA,CCSA,CFSA

Tel 03(3277)1886 E-mail shigeki.usui@boj.or.jp

- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。